

福祉文教常任委員会協議会会議録	
1 開会日	平成24年5月10日 午前 9時00分 開会 午前 9時55分 閉会
2 場 所	第1委員会室
3 出席委員	竹内恵美子委員長 鈴木京子副委員長 二宮加寿子委員 三澤龍夫委員 吉川重雄委員 関 威國委員 渡辺順子委員
4 傍聴議員	奥津勝子議員 片野哲生議員 高橋富美子議員 高橋英俊議員 坂田よう子議員
5 説明員	町長 中崎久雄 二挺木町民福祉部長 矢野町民課長 本城副課長兼戸籍係長 山口保険年金係長
6 職務のため出席した職員	局長 飯田 隆 書記 加藤和男
7 協議等の事項	(1) 住民基本台帳法の一部改正及び外国人登録法廃止に伴う関係条例の改正について (2) 大磯町国民健康保険税条例の一部を改正する条例(案)について (3) その他
8 その他	

- (1) 住民基本台帳法の一部改正及び外国人登録法廃止に伴う関係条例の改正について
改正概要について、次のとおり説明があった。

日本に滞在している外国人住民の利便の増進及び市町村の行政の合理化を目的として住民基本台帳法の一部改正が行われ、同時に外国人登録法が廃止されることに伴い、本町において外国人登録法を引用する関係条例について、外国人住民に係る事項の整備等を行うものである。

この住民基本台帳法の一部改正は大きく2点の改正があり、1点目は、外国人の利便の増進及び市町村等の行政の合理化を目的として、外国人住民を住民基本台帳の適用対象に加え、外国人住民に係る手続きのワンストップ化を図ること、2点目は、住民基本台帳カードについて、他の市町村に住所を移した場合でも継続してカードを使用することが可能となるということである。

今回の条例改正は、外国人登録法が廃止されるという点で、改正される住民基本台帳法により外国人住民も日本人住民と同様に住民票が作成されるための規定の整備である。

今回の法律改正に伴う関係条例の整備は4条例であり、その主な改正点は次のとおりである。

① 大磯町印鑑条例

登録資格等に規定する外国人登録法に関する部分の規定を削除する。また、外国人住民の氏名表記に関する部分について、片仮名表記、通称名使用を取り入れることができることの規定整備等を行う。

② 大磯町国民健康保険条例

外国人住民を対象とした国民健康保険の被保険者の規定を削除する。

③ 大磯町障害者の医療費の助成に関する条例

外国人登録法の規定により、本町の外国人登録原票に登録された者の助成に関する対象者の要件の規定を削除する。

④ 大磯町手数料条例

手数料を徴収する事項に規定する外国人登録法に基づく外国人登録原票の写しの交付等の部分の規定を削除する。

○ 委員会らの意見

担当課から今回配布された説明資料は、関係条例について現行の条文が改正後にどのように変わるのか比較対照がされておらず、非常に理解しにくい。改正内容については、しっかりと明記して説明すべきである。

◎ 主な質疑

問： 1点目は、大磯町には、今回対象となる外国人は何人住んでいるのか。2点目は、今住んでいる外国人が必要とする手続きはあるのか。3点目は、新しく入国した外国人は、どのような手続きをするのか。

答： 1点目の町に住んでいる外国人は、3月末現在で144人であり、内訳としては、

男性が 59 人、女性が 85 人である。2 点目の手続きについては、今回の法改正により役所に出向く手続きは特にないが、町側から、住んでいる外国人に対して、書面を送付して住民票作成に伴い記録される名前、生年月日、国籍の確認をしてもらう手続きがある。3 点目については、入国して住居を構えることであれば、外国人登録法による手続きが廃止されることにより、住民基本台帳法という枠組みの中で取り扱うこととなるため、転入届けによる手続きとなる。

(2) 大磯町国民健康保険税条例の一部を改正する条例（案）について

改正概要について、次のとおり説明があった。

地方税法の一部を改正する法律が公布され、国民健康保険税条例（例）の一部を改正する条例（例）が平成 24 年 3 月 31 日に示されたことに伴い、大磯町国民健康保険税条例の附則に、東日本大震災に係る被災住居用財産の敷地に係る譲渡期限の延長の特例を 1 項加える改正を行うものである。

1 点目として、火災等災害で居住用家屋が滅失した敷地について、居住用財産の譲渡所得の特例の適用期限を現行の平成 23 年 3 月 11 日から数えて 3 年目の平成 26 年 12 月 31 日までに売却すれば 3,000 万円の特例控除が受けられることの期限を、東日本大震災の日から数えて 7 年目の平成 30 年 12 月 31 日まで延長して特例控除が受けられることとし、現行の規定に東日本大震災にかかわる内容を追加する。この規定を追加することにより、被災者にとって居住用財産の売却期間が延長されることにより、売却時期の選択肢も広がるものとする。

2 点目として、公布の日から施行することとし、平成 24 年度分以降の国民健康保険税について適用する。また、国民健康保険税の所得割は、3,000 万円の特別控除後の所得をもとに計算して税額を算出する。

以上の説明に対する質疑はなかった。